［号細を削る。］
［号細を削る。］
［号細を削る。］

二　国の政策における機構の位置付け及び役割
三　中長期目標の概要
［号細を削る。］
［号細を削る。］
［号細を削る。］
［号細を削る。］
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
［号細を削る。］
［号細を削る。］
［五］中長期計画及び年度計画の概要
持続的に適正なサービスを提供するための源泉
［六］業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
［七］業績の適正な評価に資する情報
［八］業務の成果及び当該業務に要した資源
［九］予算及び決算の概要
十　財務諸表の要約
十一　財政状態及び運営状況の理事長による説明
十二　内部統制の運用状況
十三　機構に関する基礎的な情報
十四　機構に関する基礎的な情報
［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令の一部改正）

**第九条**　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務実績等報告書）<br>**第三条の二**　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、研究所は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、研究所の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。 | （業務実績等報告書）<br>**第三条の二**　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした資料 | 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から | 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合 |

| | |
| --- | --- |
| | ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）<br>ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴<br>ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数 |
| 二　財務諸表の要約 | 二　財務諸表の要約 |
| 三　財務情報<br>イ　財務諸表に記載された事項の概要<br>ロ　重要な施設等の整備等の状況<br>ハ　予算及び決算の概要<br>ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況 | 三　財務情報<br>イ　財務諸表に記載された事項の概要<br>ロ　重要な施設等の整備等の状況<br>ハ　予算及び決算の概要<br>ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況 |
| 四　事業に関する説明<br>イ　財源の内訳<br>ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 | 四　事業に関する説明<br>イ　財源の内訳<br>ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 |
| ［号を加える。］ | ［号を加える。］ |
| ［号を加える。］ | ［号を加える。］ |
| ［号を加える。］ | ［号を加える。］ |
| ［号を加える。］ | ［号を加える。］ |
| ［号を加える。］ | ［号を加える。］ |
| ［号を加える。］ | ［号を加える。］ |
| 3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。 | 3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。 |

| | |
| --- | --- |
| 事業年度における業務の実績及び当該実績について自 | 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合 |
| 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目 | 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合 |